

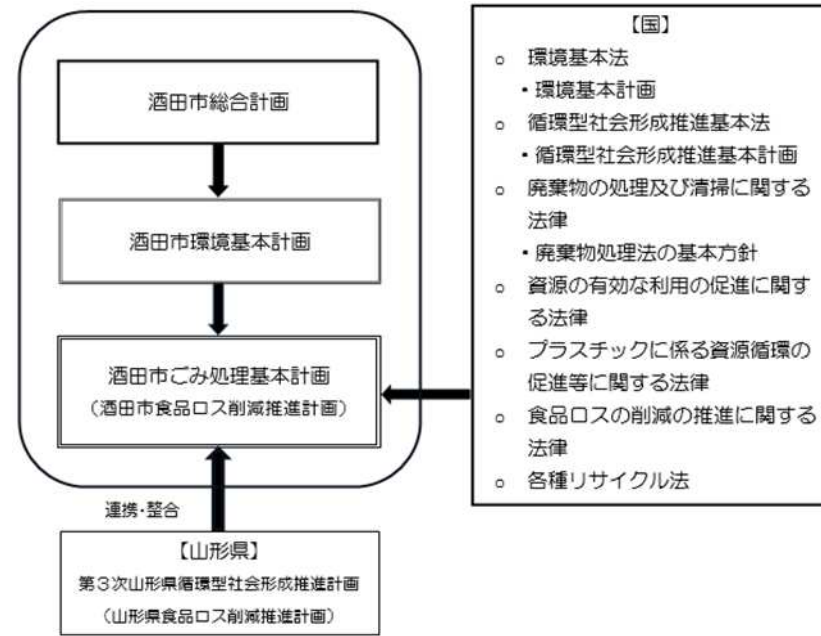
酒田市ごみ処理基本計画（酒田市食品ロス削減推進計画） 概要版

1 目的

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものとなります。

なお、ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村が区域内のごみの減量や適正処理について一般廃棄物の処理に関する計画を定めることを義務付けています。

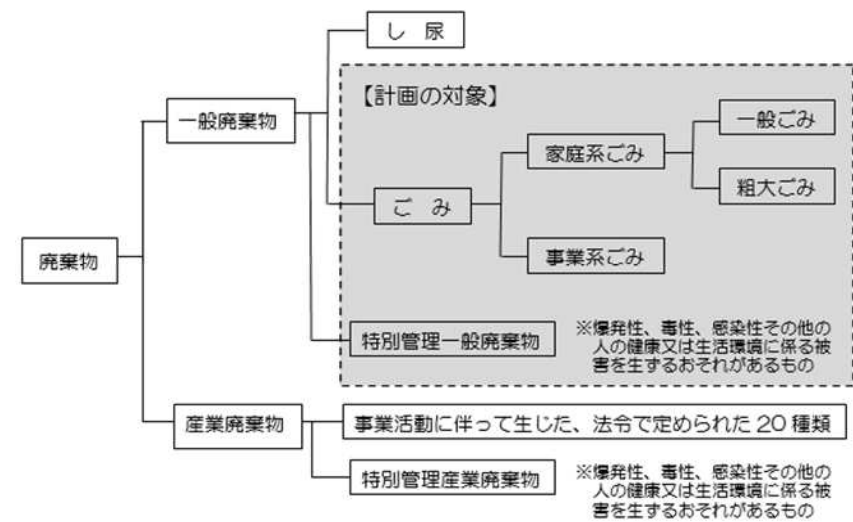
2 位置付けと計画期間



【計画期間】 令和8年度～令和18年度（11カ年）

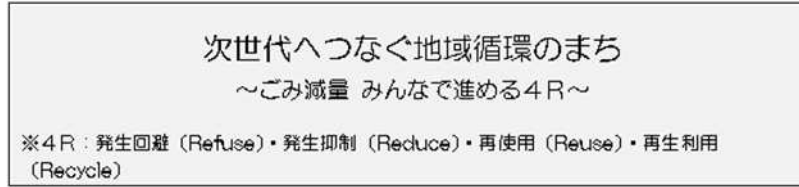
3 計画の対象

酒田市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「特別管理一般廃棄物」とします。



4 基本目標

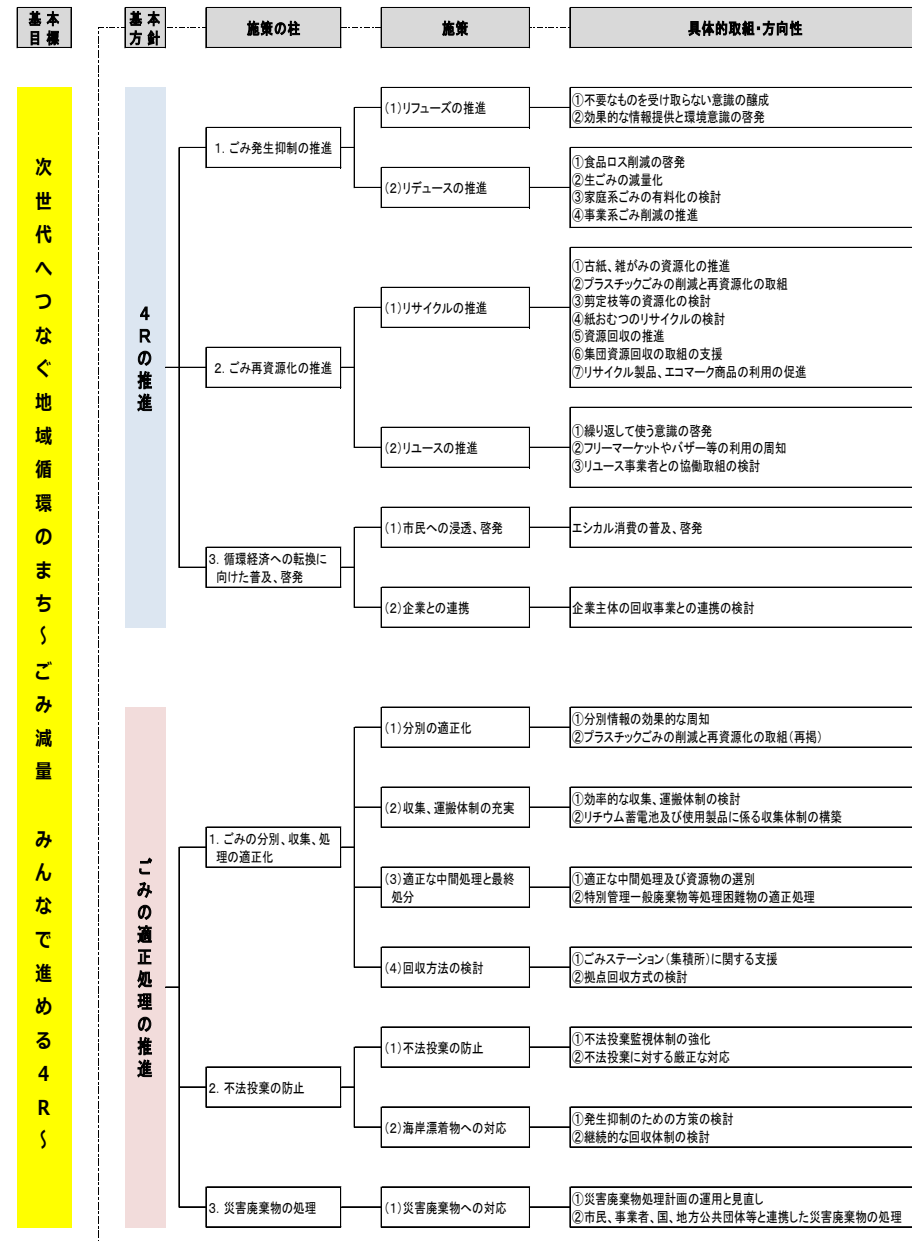
酒田市では、先人から受け継がれた豊かな自然を守り、市民と自然が共に生きる環境を維持するため、環境にやさしい循環型社会の実現と、そのために、みんなが参加し行動する環境づくりを目指します。



5 施策の体系

「基本目標」の下に「基本方針」として、「4Rの推進」と「ごみの適正処理の推進」を設け、それぞれに「施策の柱」・「施策」を体系立てることで、ごみ処理基本計画の実現性を高めます。

なお、施策の進捗管理・効果測定を行うため、「計画の目標」を設定します。（「6 計画の目標値」参照）



6 計画の目標値

項目	現状 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標 (令和18年度)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	571g	511g	451g
家庭系ごみ排出量	19,654t	16,327t	13,000t
事業系ごみ排出量	12,956t	11,978t	11,000t
家庭系・事業系ごみ 排出量	32,610t	28,305t	24,000t
資源回収による回収量	3,183t	3,200t	3,200t
リサイクル率	15.0%	16.0%	18.0%
家庭系食品ロス発生量 【新規】	8,031t	6,425t	5,684t
最終処分場への埋立対象量 【新規】	2,715t	2,458t	2,200t

※新酒田市ごみ処理基本計画（計画期間：令和8年度～令和18年度）から、「家庭系ごみ」の定義については、これまでの家庭系ごみである、ごみステーションから回収されたごみ（紙類資源を除く）に粗大ごみを加え「生活ごみ」と定義直し、この分を資源として回収されるものを除いたものを位置付けます。

7 食品ロス削減推進計画

本計画では、食品ロスの削減によりさらなるごみの減量につなげていくことを目的として「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「酒田市食品ロス削減推進計画」も位置付けるものとします。

食品ロスの削減からごみの減量につなげていくためにも、本市においても「もったいない山形協力店」の募集拡大や、家庭系、事業系それぞれの食品ロス削減に向けた対応が必要となっています。また、食品ロス削減の啓発についても「市民」「事業者」の双方に実施します。

食品廃棄物と食品ロスの定義



8 各主体の役割分担

市民	循環型社会を実現するための一番の主役です。市民一人ひとりが循環型社会の構築に向けた高い意識をもち、自らのライフスタイルを見直すことにより、環境に配慮した取組が促進されます。
事業者	製品の製造や販売を通して、物質循環全体に対して大きな影響力を持つことから、排出者責任や拡大生産者責任のもと、とりわけ、法令の遵守が求められています。
市	一般廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく責任を担っています。また、一般廃棄物の発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の4Rと呼ばれる政策を推進する役割も担っています。